

第10章 公害苦情・公害防止

1	公害苦情・陳情	142
(1)	公害苦情・陳情の新規受理件数	
2	建築等に伴う公害防止指導状況	143
(1)	建築事前協議制度（建築等に伴う公害防止指導要綱）について	
ア	協議及び指導を行う趣旨	
イ	協議及び指導内容	
ウ	事前協議の必要な建築物	
エ	提出書類	
オ	実施開始年月日	
カ	提出先	



1 公害苦情・陳情

(1) 公害苦情・陳情の新規受理件数

令和4年度の公害苦情・陳情受理件数は117件で、昨年に比べて43件減少しています。内訳は下記のとおりです。

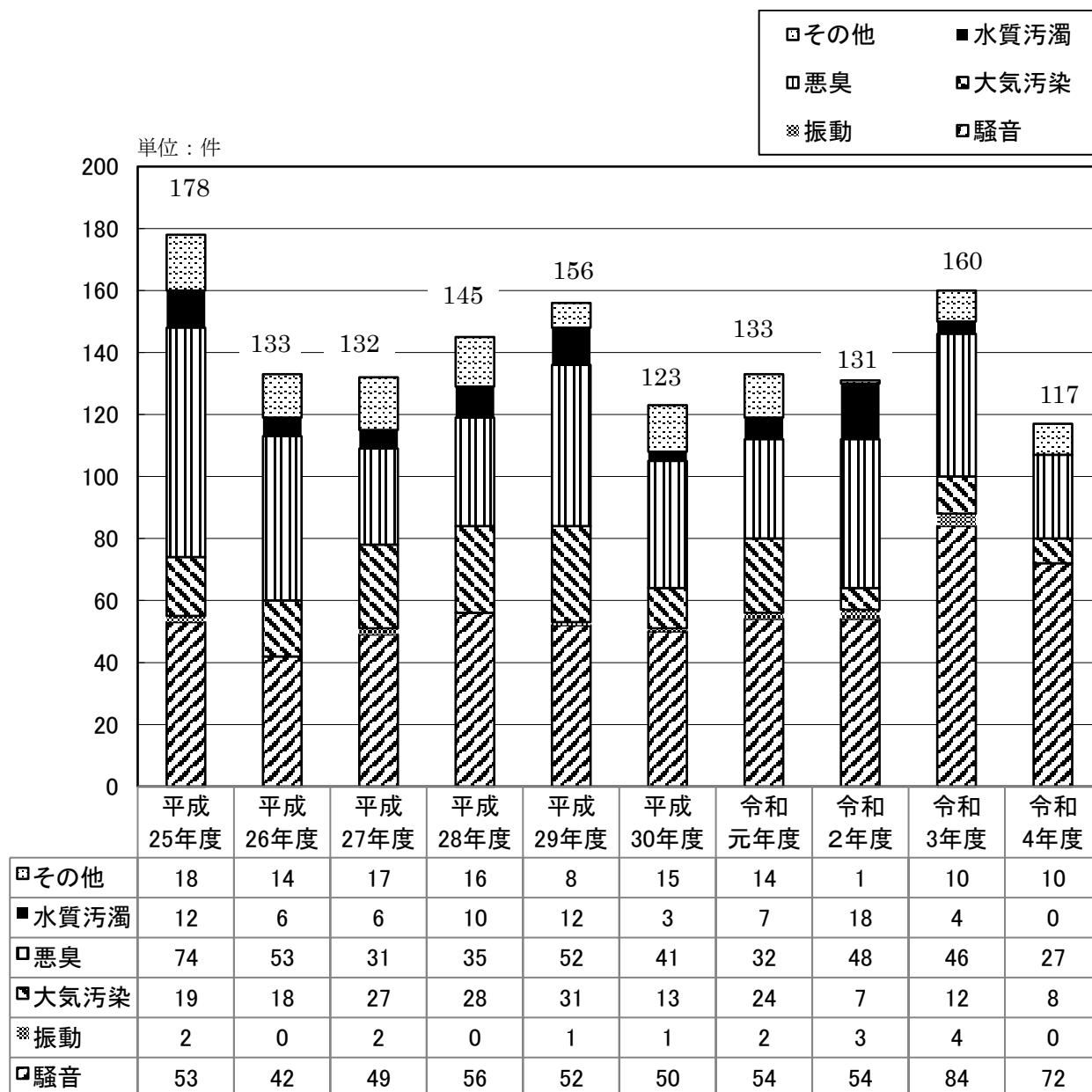


図10-1 年度/種類別公害苦情・陳情新規受理件数

2 建築等に伴う公害防止指導状況

(1) 建築事前協議制度（建築等に伴う公害防止指導要綱）について

ア 協議及び指導を行う趣旨

公害を防止するにあたり最も大切な事は、公害（紛争）が発生しないよう未然にどのように公害を防止するかということです。この制度では建築工事について、建築着工前つまり計画段階において、その建築物等の工事中又は完成後公害が発生する恐れがないかどうか、市と建築主（又は設計者等）が力を合わせて問題点を協議し、必要に応じて、市が助言、指導を行うことで公害防止に努めています。

イ 協議及び指導内容

- (ア) 工事の方法
- (イ) 機械の設置の方法
- (ウ) 公害防止及び低減方法
- (エ) 公害規則や届出方法

ウ 事前協議の必要な建築物

- (ア) 建築基準法第6条第1項に定める確認申請に該当する一般1の建築物
(例) 工場、事業所、店舗、興業場、倉庫、遊技場、共同住宅、車庫、公衆浴場、百貨店、旅館など（専用住宅、車庫付専用住宅を除く。）
- (イ) 建築基準法第18条第2項に定める計画通知に該当する公共工事に伴う建築物
(例) 学校、体育館、病院など。
※当分の間、(ア)及び(イ)の建築物の範囲とする。

エ 提出書類

- (ア) 建築等に伴う公害防止指導申請書（第1号様式）
- (イ) 建築場所付近の見取図（第2号様式）
- (ウ) 公害防止対策指導書（第3号様式）正1部・副2部
- (エ) 指導事項遵守誓約書（第4号様式）

オ 実施開始年月日 昭和61年8月1日

カ 提出先 那覇市環境部環境保全課 TEL 098-951-3229

令和4年度建築に伴う公害防止指導受付件数

単位：件

用途地域 建築物等の用途	住居専用地域	左記以外	合 計
長屋	11	2	13
住宅兼店舗	2	2	4
住宅兼事務所	3	2	5
共同住宅	73	19	92
共同住宅兼店舗	9	6	15
共同住宅兼事務所	1	4	5
店舗	7	11	18
事務所	3	9	12
事務所兼店舗	1	2	3
車庫	0	2	2
作業場・工場	0	0	0
倉庫	0	0	0
ホテル・旅館	1	1	2
病院	0	0	0
保育所	3	0	3
その他	23	8	31
合 計	137	68	205